

## 最低賃金の概要

国土交通省 神戸運輸監理部

### 内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金

決定者	国土交通大臣	神戸運輸監理部長	
区分	全 国	神戸運輸監理部の管轄区域	
適用する地域	全 国	神戸運輸監理部の管轄区域	
発効年月日	平成26年12月20日	平成27年2月28日	
対象船員	船舶所有者に雇用されている船員であって、沿海区域の総トン数100トン以上の鋼船に乗り組む者。 (はしけ、漁船、海上旅客運送業、サルベージ業に従事する船舶を除く。)	兵庫県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船舶所有者に雇用されている船員であって、平水区域の鋼船、沿海区域の総トン数100トン未満の鋼船、鋼製はしけ、木船に乗り組む者。(漁船、海上旅客運送業、サルベージ業に従事する船舶を除く。)	
最 低 月 賃 金 額 〇	職 員	243,350円	243,350円
	若年職員	226,900円	226,900円
	はしけ長	—————	243,350円
	部 員 (海上経歴3年以上)	184,750円	184,750円
	部 員 (海上経歴3年未満)	175,450円	175,450円

※1 若年職員とは、次の表の左欄に掲げる船舶職員養成施設の課程を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間がそれぞれ同表右欄に掲げる期間に満たない者。

海員学校（独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。）本科	4年6月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程	4年
海員学校乗船実習科	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	3年6月
海上保安学校本科	
海員学校インターンシップ課程（本科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（本科）	2年6月
海員学校専修科	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校専攻科の課程	
海技大学校（独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。）	
海技士科（三級海技士（航海科、機関科）第四）	2年
海技大学校海上技術科（航海科、機関科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海、機関）	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）の課程	2年
海員学校インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターン	

シップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）	6月

- ※2 部員の海上経歴を計算するときは、海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業生については3年を、その他の海員学校の卒業生又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業生についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業生については2年を、その他の高等学校卒業生については1年を、それぞれ海上経歴とみなす。

### 海上旅客運送業最低賃金

決定者		国土交通大臣	神戸運輸監理部長
区分		全 国	神戸運輸監理部の管轄区域
適用する地域		全 国	神戸運輸監理部の管轄区域
発効年月日		平成26年12月20日	平成27年2月28日
対象船員		船舶所有者に雇用されている船員であって、旅客運送に従事する遠洋区域、近海区域、沿海区域の総トン数100トン以上の船舶に乗り組む者。 (沿海区域の総トン数100トン以上の船舶で平水区域から最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。)	兵庫県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船舶所有者に雇用されている船員であって、旅客運送に従事する平水区域、沿海区域の総トン数100トン未満の船舶、沿海区域の総トン数100トン以上の船舶で平水区域から最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている船舶に乗り組む者。
最 低 月 賃 金 額	職 員	240,250円	239,600円
	事務部職員	186,150円	—
	部 員	179,000円	178,300円

### 神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金

適用する地域	神戸運輸監理部の管轄区域
発効年月日	平成27年2月28日
適用する船員	兵庫県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船舶所有者に雇用されている船員であって、推進機関を有し、沖合底びき網漁業に従事する15総トン以上の船舶に乗り組む者。
適用する期間	沖合底びき網漁業に係る雇入契約期間。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。
最低賃金額 (月 額) 1人歩船員	196,600円(月払いとする。)

- ※ 1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当って、1人歩、1人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいう。